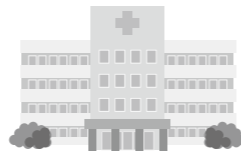


「令和4年度愛荘町休日急病診療」は、コロナ禍により引き続き令和4年4月から11月末までの間、休診となります

コロナ禍における医療機関の診療負担軽減等を目的に、引き続き令和4年4月から11月末まで休診となります。再開は12月を予定しています。
詳しくは、「令和4年度愛荘町健康カレンダー」をご確認ください。



日曜日に近くで診療可能な医療機関のご案内

受診する場合には、必ず電話で確認をしてから来院してください。

医療機関等	電話番号	住所
医療法人 恭昭会 彦根中央病院 受付時間：午前8時30分～午前11時30分 午後1時～午後3時 ※診療時間は診療科により異なりますので、必ず事前に電話で確認をしてください。	0749-23-1211	彦根市西今町421番地

彦根休日急病診療所のご案内(日曜・祝日の急病時)

受診する場合には、必ず電話で予約をしてから来所してください。

医療機関等	電話番号	住所
彦根休日急病診療所 受付時間 午前9時～午後4時30分 診療時間 午前10時～午後5時	0749-22-1119	彦根市立病院敷地内 くすのきセンター1階 (彦根市八坂町1900番地4)

その他、医療情報の音声案内 ☎0749-23-3799) または、医療ネット滋賀をご利用下さい▶



子どもなんでも相談室



◆子どもの気になる症状「吃音(きつおん)②」

吃音とは、話し言葉がスムーズに出ないことです。単に「スムーズに話せない(非流暢)」と言ってもいろいろな症状がありますが、以下の3つがよくあります。

- ・音の繰り返し「い、い、いいね」
- ・引き伸ばし「い——いね」
- ・ことばをせせず間に間があいてしまう「……いいね」

症状には波があり、調子が良いときもあれば、悪いときもあります。ある特定の言葉や場面が極端に苦手ということもあります。今回はもっともよく見られる「発達性吃音」の学童期についてお話しします。

学校に上がると、しだいにまわりからの指摘などの影響もあって、吃音のことを意識しだすようになります。吃音の症状としてもりかえしや引き伸ばしに力が入ってきます。やりとりが「うまくできない」といった気持ちや不安、緊張などの心理面の問題や、コミュニケーションが必要な人との関わりを避けるなど、日常生活を送る上での困難が大きくな

なっていきます。

「子どもが安心してゆったりと生活できるよう周囲の環境を整えること」「子どもの自信を育てていくこと」は子どもにとって大きな支援になります。吃音症状の進行には、吃音に対しての不安感、恐怖感が大きくかかっていますので、それらを軽減させていくことが重要です。周囲も本人も吃音を悪者にしなないという姿勢、どもっても構わないと思えるようになることが、吃音を軽くしていくことにつながります。

(参考：『子どものこころ百科』東山紘久 創元社
『吃音・流暢性障害のある子どもの理解と支援』小林宏明・川合紀宗 学苑社
『吃音相談シリーズ・学童編 どもる子どもがクラスにいたら 学校の先生方へ』ことばの臨床教育研究会

☎ 健康推進課(愛知川庁舎)
子育て世代包括支援センター
☎0749-42-7661



暮らしの掲示板

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊚=電子メール ㊔=申し込み先 ㊕=問い合わせ先



令和4年6月5日(日) 滋賀県開催! 第72回全国植樹祭に向けて!

全国植樹祭は豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるため、天皇后両陛下のご臨席のもと開催される国土緑化運動の中心的行事です。

滋賀県では昭和50年以來47年ぶりの開催となり、「木を植えよう びわ湖も緑のしずくから」をテーマに、甲賀市の鹿深夢の森をメイン会場とされます。

全国植樹祭に向けた、町内の活動などを紹介します。

西川 喜久男さん(斧磨)が令和3年度緑化功労者「シャクナゲ賞」(知事賞)に決定

西川さんは生産森林組合理事・組合長として長年にわたり活躍され、その功績の中でも、平成21年度の「山村境界保全事業」に際しては、斧磨地区の山林境界の復元・確定に貢献され、林業従事者が安心して作業ができる基盤を築かれました。

西川さんは、緑化功労者「シャクナゲ賞」(知事賞)受賞者として、令和4年6月5日の第72回全国植樹祭に招待され、表彰されます。



▲西川 喜久男さん

「苗木のホームステイ」について

令和3年11月29日、愛荘さくらを守る会で育てられた植樹祭用の苗木19本が、滋賀県植樹祭実行委員会へ引き渡されました。これは、植樹祭や関連行事等で使用される苗木を、県内の家庭や企業、団体で育てることで、滋賀の森林づくりを身近に感じてもらう「苗木のホームステイ」という取り組みです。

愛荘さくらを守る会は、2年9か月にわたリクヌギやコナラなどの5種類の苗木を育成されました。ありがとうございました。



▲「苗木のホームステイ」苗木引渡し

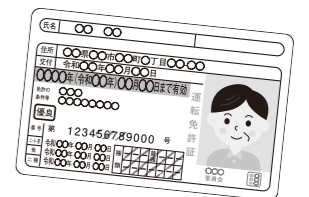
道路交通法が一部変わります! (令和4年5月13日から)

①75歳以上の運転免許証更新手続きが変わります!

運転技能検査が新設され、75歳以上の運転免許(普通自動車対応免許)を保有の方で、重大事故につながりやすい信号無視等の一定の違反歴がある場合、運転免許証更新時に運転技能検査を受検しなければなりません。

(※大特・小特・二輪・原付のみ保有の方は対象外です。)

*検査の結果が一定の基準に達しなければ、運転免許の更新ができません。



②サポートカー限定免許が導入されます!

申請により運転免許に対象車両を安全運転サポートカーに限定する等の条件を付与できます。申請者の年齢や申請の時期に制限はありません。ただし、限定条件を解除する際は審査が必要になります。

サポートカー限定免許の方がサポートカー以外の車を運転した場合は、道路交通法違反になります。

☎滋賀県警察本部交通部運転免許課 ☎077-585-1255(代表)